

苫小牧市児童手当及び児童扶養手当通知等送付用封筒

広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市広告掲載要綱及び苫小牧市広告掲載基準に基づき、児童手当及び児童扶養手当の通知書等の送付に使用する封筒に広告を掲載することに關し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は縦12センチメートル横23.5センチメートルの窓空き封筒であつて、次に掲げるものとする。

(1) 児童手当及び児童扶養手当通知等送付用封筒

(広告掲載の位置及び規格)

第3条 広告は封筒の裏面に掲載することとし、その掲載数は2枚を上限とする。

2 広告1枚あたり規格は、縦9センチメートル横8センチメートル、または縦7センチメートル横9.5センチメートルとし、印刷色は表面刷り色と同じ単色とする。

(広告媒体使用期間)

第4条 広告掲載した封筒は、各年度の7月から概ね1年間を使用期間とする。

(広告の募集方法)

第5条 広告掲載希望の募集は、広報誌、その他の方法により行うほか、広告代理店等を活用することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、苫小牧市児童手当及び児童扶養手当通知等送付用封筒広告掲載申込書(第1号様式 以下「広告掲載申込書」という。)に掲載しようとする広告の見本を添えて、広告募集時に定められた期間内に市長に提出する。

2 広告掲載希望者は、一度提出した広告掲載申込書について修正及び再提出はできない。ただし、定められた期間内に申込みのあった広告掲載が1枚のみの場合で、その広告掲載希望者が2枚を使った広告を希望するときは、この限りではない。

(広告の掲載条件)

第7条 広告掲載希望者及び広告の内容が、苫小牧市広告掲載要綱及び苫小牧市広告掲載基準の規定、並びに市税を滞納している者のいずれかに該当するときは、広告媒体に掲載しない。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告掲載希望の申込があったときは、申込期間終了後速やかに苫小牧市健康こども部こども支援課において掲載する広告の可否を審査する。

2 前項の規定による審査後、申込みがあった者に対し広告掲載の可否を苫小牧市児童手当及び児童扶養手当通知等送付用封筒広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 3 広告掲載可の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する方法により、指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。
- 4 版下原稿の作成に要する費用は広告主の負担とする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、封筒の作成枚数等を勘案し、毎年度市長が別に定める。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告掲載決定通知書に記載された納入方法等により広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、その全部または一部を還付することができる。

（広告の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を取り消すことができる。

- (1) 苦小牧市の広告関連規定に違反したとき。
- (2) 封筒作成上支障を生じたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（広告主の責任）

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 前条の規定により広告を取り消された広告主は、市および封筒に掲載されている他の広告の広告主が受けた損害に対して責任を負うものとする。ただし、広告主に帰責事由がないと認められるときは、この限りではない。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年12月1日から実施する。

附則（平成30年12月1日改正）

この要領は、平成30年12月1日から実施する。

附則（平成31年3月29日改正）

この要領は、平成31年3月29日から実施する。

附則（令和2年12月11日改正）

この要領は、令和2年12月11日から実施する。

附則（令和6年12月13日改正）

この要領は、令和6年12月13日から実施する。